

令和4年度第2回苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会 議事録

日時：令和4年8月4日（木）
14時30分～15時40分
場所：市役所2階 入札室

出席委員：竹田会長、多田副会長、椎名委員、高田委員（途中退席）
事務局：武藤課長、村上課長補佐、大山主査、高野主任主事、佐藤主事

| | |
|-------|--|
| 事務局 | <p>ただいまより、令和4年度第2回情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。</p> <p>第1回に引き続き、改正された個人情報保護法を施行するための条例で定める必要があるとされている事項等について、委員の皆様には審議いただきたく思います。</p> <p>議題に入る前に、事務局から資料を確認させていただきたいと思います。</p> |
| | 【資料の確認】 |
| | 【中村委員の欠席、高田委員の途中退席予定について説明】 |
| 事務局 | <p>苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会条例の第5条第2項において「審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」とありますが、定足数については現時点では問題ございませんので、予定どおり進めさせていただきます。</p> <p>本日の会議につきましては、コロナ対策を十分とった上での開催としておりますが、会議中、体調不良を感じた場合については、速やかに事務局までお声がけください。</p> <p>以後は、竹田会長に議事をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願います。</p> |
| 竹田会長 | <p>それでは、お手元に配布している会議次第にしたがって、進めてまいります。議題「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う諮問について」、前回に引き続き、審議を進めたいと思います。</p> <p>なお、本日予定されている確認事項は2項目、審議事項は3項目ございます。進め方ですが、まずは、確認事項の2項目については事務局よりまとめて説明していただき、委員の皆様から御質問をいただこうと思います。その後、審議事項については、1つの項目ごとに事務局より説明をいただき、委員の皆様から質問を受けるといった流れで進めたいと思いますがいかがでしょうか。</p> |
| | 【委員了承】 |
| 竹田会長 | それでは、事務局より、確認事項①と②について説明をお願いします。 |
| 事務局 | 【確認事項①、②について説明】 |
| 竹田会長 | 今の説明について、皆様から御質問や御意見があれば、お願いします。 |
| 多田副会長 | 確認事項①についてですが、「本人から直接収集しなければならない」とい |

| | |
|-------|--|
| | う規定は残しても大丈夫と判断する、ということですか。 |
| 事務局 | <p>現行の規定では「本人から直接収集すべき」という規定がありましたが、改正法においてはその部分がなくなっています。この意味合いとしては、個人情報の取扱いが、法令等の定める所掌事務等に必要な場合や、利用目的の達成に必要な範囲に限定されているということ、また私たちには地方公務員法上の守秘義務も課せられていることなどから、本人収集について規定を入れることはできない、ということになっております。</p> <p>これはあくまでも、法の改正に伴うものでございます。</p> |
| 多田副会長 | この規定はなくなる、ということですね。 |
| 事務局 | はい。 |
| 竹田会長 | 他に御質問・御意見のある方はいらっしゃいますか。 他になければ、確認事項についてはこれでよろしいですか。 |
| | 【委員了承】 |
| 竹田会長 | では、続いて事務局から、審議事項①について説明をお願いします。 |
| 事務局 | 【審議事項①について説明】 |
| 竹田会長 | <p>今の説明について、皆様から御質問や御意見があれば、お願いします。</p> <p>では、私が確認したかったところですが、基本的には個人情報ファイル簿とは別に今ある届出書を併存する形にするけれども、例として出ていた福祉や税の部門のように人数が多い場合については、今後どうなるか分からないので、それを条例などで規定して、今後の状況に応じて記載項目を変えていく、そういう趣旨でしょうか？</p> |
| 事務局 | <p>今の届出書は、人数等に関係なく、個人情報を取り扱っている場合は、その事務の名称・目的などを出させて、それを一般の閲覧に供するものになっています。</p> <p>一方、国の法律では、扱っているものが1,000人以上の場合は、個人情報ファイル簿を作って公表しなさい、と求めています。</p> <p>今回、私たちの提案としましては、仮に1,000人以上の場合だけファイル簿を作ってしまった場合、1,000人未満の場合の個人情報については、市民の方々にチェックしていただくことが難しくなってしまうので、今現在特に人数制限がされていない現行の届出書の制度をそのまま併存させていただいて、なおかつ、法律で定められた1,000人以上のファイル簿を作って公表させていただく、というものになっています。</p> <p>ただし、届出書を使った届出簿としての案については、今後どのようにしていくのか今のところ未定でございまして、実際に、実務を行ってみて、どういう形で混乱が生じてくるのか、というところを踏まえて、規則で規定しておけば、色々調整ができるものですから、そのようにさせていただきたいという提案になっております。</p> |
| 竹田会長 | 分かりました。他に御質問・御意見のある方はいらっしゃいますか。 |

| | |
|-------|--|
| | 他に御質問・御意見がなければ、現在の市の案を妥当なものとしてよろしいでしょうか。 |
| | 【委員了承】 |
| 竹田会長 | では、この案を妥当なものと認めます。 次に審議事項②について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 【審議事項②について説明】 |
| 竹田会長 | 今の説明について、皆様から御質問や御意見があれば、お願いします。 |
| 多田副会長 | 資料4の2～3ページ目の様式について、これは閲覧を要求すれば見ることができるものですか。 |
| 事務局 | こちらは個人情報ファイル簿ですので、これを作成した場合は公表されることになっています。 |
| 多田副会長 | では、「要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」の部分の表記は、「なし」と「あり」だけになりますか。それとも、ある場合は、ここにその具体的な内容も記載されますか。 |
| 事務局 | 「含む」か「含まない」かだけが記載されます。 |
| 多田副会長 | 内容については、自分が見ようと思ってもそこには記載されていないということになるということですね。 |
| 事務局 | はい。 |
| 竹田会長 | 他に御質問・御意見のある方はいらっしゃいますか。 なければ、現在の市の案を妥当なものとしてよろしいでしょうか。 |
| | 【委員了承】 |
| 竹田会長 | では、この案を妥当なものとして認めます。 |
| | 【高田委員退席】 |
| 竹田会長 | 最後に審議事項③について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 【審議事項③について説明】 |
| 竹田会長 | 今の審議事項③について、皆様から御質問や御意見があれば、お願いします。 では私から質問させていただきます。市の案としては導入を見送るということなので、万が一そういう話が出てきたとしても、制度自体がないから提供しない、そのような情報は出ないという理解でいいですか。 |
| 事務局 | 今回は、法律でも、改正附則で、当分の間制度を導入しなくてもよいということになっているので、私たちとしては定めないということにしています。ただし、もしこのようなビッグデータが必要になってくる、そのようなニーズが |

| | |
|-------|---|
| | 仮に出てきたときは、もう一度検討して、条例で位置付けてどうするか、というステップになっていきます。ただし今、現状では、基本的に導入することは考えていないということです。 |
| 竹田会長 | ニーズが今のところなさそうだから作らないということですがけれども、その作っていない段階で、もしそういう話が出てきても、規定がないからできない、ということですね。 |
| 事務局 | はい。 |
| 竹田会長 | 分かりました。他に御質問・御意見のある方はいらっしゃいますか。 他に御質問・御意見がなければ、現在の市の案を妥当なものとしてよろしいでしょうか。 |
| | 【委員了承】 |
| 竹田会長 | では、この案を妥当なもの認めます。 それでは、以上で本日予定されていた議題の審議は終了となりますが… |
| 多田副会長 | すみません、終わる前に審議事項②について、質問してもよろしいですか。 |
| 竹田会長 | はい、どうぞ。 |
| 多田副会長 | 資料4の2ページで、要配慮個人情報「含まれる」「含まれない」しか書かれなくなると、本人が閲覧したときに、どの情報がどのように扱われているか、自分の要配慮個人情報がどこに提供されているか、などというのは、確認できないことになりますよね。 |
| 事務局 | 個人情報ファイル簿は抽象的になっているのですが、現在の届出書には要配慮個人情報の種類が含まれており、これも一般の閲覧に供するという事になっております。ですので、こちらでも担保することができます。 |
| 多田副会長 | 分かりました。 これは本人しか見ることができないというものでいいですか。 |
| 事務局 | 一般の閲覧に供するという事になっております。ただし、自分自身の情報をもっと確認したいということであれば、個人情報の開示請求によって見ていただくこととなります。 |
| 多田副会長 | では、この「含まれる」「含まれない」というのは、本人だけではなく本人以外の者も見えて、こういうのがある、ということが分かる、ということでしょうか。 |
| 事務局 | はい。このファイル簿の中では、含まれているか含まれていないか、ということが分かるようになります。 |
| 多田副会長 | それだとすごく違和感がありますね。個別の犯罪歴まではいかずとも、この人にはこういうものがあるのか、ということについて一般に見られるというのは…。個人情報ファイル簿は、見たい人が届出を出せば見れるのでしょうか。 |
| 事務局 | 公表となっておりますので、ホームページで公表する予定です。 |

| | |
|-------|--|
| | <p>しかし、名前は出てこないものになっています。個人情報を取り扱っているということを示すものなので、〇〇さんの情報が入っている、ということまでは出てこないものです。</p> <p>個人情報ファイル簿は、1,000人以上の規模のものについて、こういう情報を扱っていますよということで、ホームページ上で公表するものです。例えば税の部門であれば1,000人以上の個人情報ファイルがあると思うのですが、その中で要配慮個人情報を含んでいるというものがあれば、個人情報ファイル簿にその旨が書かれることになります。</p> <p>ですので、例えば1個人がどういう、ということではなく、その個人情報ファイルの中に要配慮個人情報が含まれているかということについて、公表するものになっています。</p> |
| 竹田会長 | <p>そうすると、要配慮個人情報が含まれるとしても、それがAさんなのかBさんなのかは分からない。ただし、1,000人の中の誰かについては要配慮個人情報が含まれている、ということですね。</p> |
| 事務局 | <p>はい。例えば生活保護の受給者台帳であれば、個人情報ファイル簿の名称のところに「生活保護受給者台帳」と記載されたものが作られて、そこに要配慮個人情報が含まれているというのが出てきますが、誰の情報がそこに含まれているかというのは特定されないものになっています。</p> |
| 多田副会長 | <p>分かりました。そうすると、本人が自分の情報がどう使われているかを知りたいというときに見せてもらえるものは、どれになるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>1,000人以上であれば個人情報ファイル簿の、それ以外の事務の取扱いであれば届出書の、その台帳を閲覧して確認できるということになります。</p> |
| 多田副会長 | <p>「台帳を閲覧できる」という行為がどのようなものなのか、ちょっとよく分からないのですが。</p> |
| 事務局 | <p>資料4に掲載した個人情報取扱事務届出書、これ自体を閲覧できるということを示しています。</p> |
| 多田副会長 | <p>この届出書だけを見ることができて、実際に取り扱われているものを見られるわけではない、ということですね。</p> |
| 事務局 | <p>はい。そこで、自分の情報が含まれていると思った方は、個人情報の開示請求をしていただいて、自分の情報の内容を確認することができる、ということです。</p> |
| 多田副会長 | <p>つまり、イメージとしては、市民としては、どのような情報を市が集めているかということは分かる。ただし、自分が入っているかどうかについては、開示請求をすれば分かる、ということですか。</p> |
| 事務局 | <p>はい。</p> |
| 多田副会長 | <p>分かりました。「台帳を閲覧する」というと、誰もが名簿まで閲覧できるかのように思ってしまったので。</p> |
| 事務局 | <p>届出書を簿冊のようにまとめていますので、あくまでも、それによってどの</p> |

| | |
|-------|---|
| | ように扱われているのかということが分かる、ということになっています。 |
| 多田副会長 | 安心しました。ありがとうございました。 |
| 竹田会長 | 他に御質問・御意見のある方はいらっしゃいますか。 では、事務局から、何かあるでしょうか。 |
| 事務局 | 本日は、大変お疲れ様でございました。 第3回の会議の開催につきましては、9月中を予定しております。改めて、日程につきましては、事務局において、調整させていただいた上で、委員の皆様へ、後日、御連絡申し上げます。 委員の皆様には、いろいろと御協力いただくこととなりますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。 |
| 竹田会長 | それでは、これにて令和4年度第2回情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。皆様、大変お疲れ様でした。 |